

宇和島商工会議所選挙規則抜粋

第1章 総 則

(総 則)

第1条 宇和島商工会議所定款第13条、第14条第1項、第24条、第35条、第36条の規定による議員の選挙及び選任の手續は、本規則の定める所による。

2 議員の選挙及び選任に関する事務の取扱いは、特に定める場合を除き、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(公 告)

第2条 議員の選挙選任に関する広告は、本商工会議所定の場所に掲示して之を行う。

(選挙秩序)

第3条 議員の選挙選任は、良識に従い公正に行わなければならない。

第2章 1号議員の選挙

第1節 選挙権及び被選挙権

(会員の選挙権)

第4条 会員の有する1号議員の選挙権は次によって計算する。

但し、選挙人名簿調整の日までに所定の会費を完納していない者は、第15条但し書きの場合を除き選挙権を有しない。

(1) 会費持口数10口までの場合、1口につき1個

(2) 会費持口数10個を超える50口までの場合、10口を超える口数に対し、2口につき1個の割合算出した個数に前号の個数を加えた数

(3) 会費持口数50口を超える場合、50口を超える口数に対し、3口につき1個の割合で算出した個数に前号の個数を加えた数

2 1個に満たない端数はこれを切り捨てる。

(選挙権行使の制限)

第5条 前条第3号の場合であっても、会員1人の選挙権は第6条に定めるものを除き、50個を超えることはできない。

(特定商工業者の選挙権)

第6条 特定商工業者は、すべて1号議員の選挙につき第4条に定めるもののほか、1個の選挙権を有する。

但し、選挙人名簿調整の日までに所定の負担金を完納していない者は、第15条但し書きの場合を除き選挙権を有しない。

(選挙権の分割行使)

第7条 2個以上の選挙権を有する者は、これを一括し、又は分割して行使する事ができる。

但し、1個に満たない端数に分割することはできない。

(被選挙権)

第8条 会員は、次に掲げる者を除き、すべて1号議員の被選挙権を有する。

但し、選挙人名簿調整の日までに所定の会費を完納していない者は、第15条但し書きの場合を除き被選挙権を有しない。

- (1) 未成年者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日、又は刑の執行を受けることが無くなった日から5年を経過するまでの者

第2節 選 挙

(選挙の時期)

第9条 1号議員の選挙（以下選挙という）は、現議員の任期満了前50日以内に之を行う。

(選挙公告)

第10条 選挙は、常議員会の議を経て少なくとも期日の20日前までにその日時、場所及び選挙すべき議員の数並びに其の選挙を必要とする事由等を広告する。

- 2 天災、地変、その他の事由により、選挙を行うことが出来ない場合は、常議員会の議を経て選挙期日を変更の上公告して之を行う。

(選挙の方法)

第11条 選挙は、単記無記名投票によってこれを行う。

第3節 選挙管理委員会

(選挙委員会の設置、解散)

第12条 選挙の執行は、選挙管理委員会（以下選挙委員会という。）がこれに当る。

- 2 選挙委員会の委員は5名とし、内1名は本商工会議所専務理事を充て、他は常議員会の議を経て会頭が会員中よりこれを委嘱する。
- 3 選挙委員会は1号議員の選挙に先立ち設置し、その任務を終えた時解散する。

(選挙委員長の選任)

第13条 選挙委員会は、互選を持って委員長1名を定める。

- 2 選挙委員長は選挙に関する事務を処理する。

(選挙立会人の選任)

第14条 選挙委員会は選挙人名簿にとうろくされた会員の中から2名または3名の選挙立会人を選任する。

第4節 選挙人名簿

(選挙人名簿の調整)

第15条 本商法会議所は、議員選挙を行うべき年度の7月10日現在によって選挙資格を調査し、選挙人名簿を調整する。

但し、第4条但し書きに該当する会員並びに第6条但し書きに該当する特定商工業者が選挙年度の8月末日までに所定の会費または負担金を納めたときは、選挙人名簿に追加することができる。

- 2 選挙人名簿には、選挙人の氏名又は名称、住所、営業の種類並びに選挙権個数を記載する。

(以下省略)